様式２

消費者庁 地方協力課 担当者 殿

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 電子媒体利用申請書（記録データ：動画教材の電子データ） | | |
| 下記電子媒体（以下「電子媒体」といいます。）の利用を申請します。なお、電子媒体を表記  の利用方法及び裏面の利用条件に従って利用することに同意します。 | | |
| 申請日 | （西暦）　　　　　年　　　　月　　　　日 | |
| 申請者 | 申請者名 | 【団体名】  ＊団体の場合は記入 |
| 【担当者名】 |
| 住所 | 〒 |
| 電話番号 |  |
| E-mail |  |
| 電子媒体教材名 | 次の教材（以下「教材」といいます。）の電子データが記録されたＤＶＤ | |
| 教材名 |  |
| 利用目的 |  | |
|  |  | □①教材を改変・編集することなく全編放映。  □②教材をカット編集して放映。  □③教材の改変を伴う編集をして放映。  ※②又は③を選択した場合の注意事項  ・改変（カットを含む）・編集した教材（以下「編集教材」といいます。）に、出典・著作権者が消費者庁であることを明示して放映しなければなりません。  ・消費者庁から別途明示事項について指示がある場合は、指示された事項（改変者・編集者が申請者であること等）を明示して放映しなければなりません。  ・消費者庁が編集教材について別途事前確認を求めた場合は、放映前に編集教材の電子データを地方協力課に提出し、消費者庁の承認を得なければなりません。  なお、承認が得られない場合は、当該放映はできません。  □電子媒体を複製し、随時必要な配布用ＤＶＤを制作。 |
|  | 動画編集  の有無 |
|  |
| 利用方法  ＊□の該当箇所に「レ」を記入してください。  （重複可） |
|  |  |
|  |  |
|  | 放映場所 |  |
|  | 放映対象 |  |
|  | 放映期間 | （西暦）　　　　年　　月　　日～　　　　年　　月　　日 |
|  |  |  |
| 連絡事項 |  | |

利 用 条 件

１ 教材及び電子媒体に記録された教材の電子データ（ソフトウェアを含む全てのコンテンツ（以下「教材電子データ」といいます。）に関する著作権等の知的財産権は、全て消費者庁に帰属しています。電子媒体（教材電子データを含みます。以下同じとします。）及び動画の利用については、表記利用方法欄の□にチェックを入れた業務行為（以下「本件業務」といいます。）に限ることとし、その他の利用・複製・改変・編集・公開・販売・送信・頒布・譲渡・貸与・利用許諾・転載等をすることはできません。ただし、申請者は、本件業務において教材電子データの複製を必要とする場合は、その範囲内で当該複製を行うことができるものとし、当該複製物は、本件業務に限って利用できるものとします。

２ 電子媒体の利用料は、無償とします。

３ 編集教材及びその電子データ（以下「編集電子データ」といいます。）の著作権（著作権法第

２７条及び第２８条に規定する権利を含みます。）は、全て無償で消費者庁に帰属するものと し、申請者は、編集教材（編集電子データを含みます。以下同じとします。）を本件業務に限って利用できるものとします。

４ 申請者は、動画を有償で放映すること及び電子媒体の複製物の配布用ＤＶＤを有償で配布することはできません。ただし、消費者庁の事前の書面（電子メール可）による承諾を得た場合は、この限りではありません。

５ 申請者は、「電子媒体」、「編集教材」、「編集教材の制作過程における全ての電子デー タ」、「それらの複製物」を善良な管理者の注意義務をもって保管・管理しなければなりません。

６ 消費者庁が申請者に対し、第５項に列記する電子媒体以外の保管・管理物について廃棄を指示した場合は、申請者は、速やかに指示された保管・管理物について、復元不可能な方法により、紛失、漏えいに十分注意した適切な方法で廃棄し、その旨を地方協力課に書面（電子メール可） により報告しなければなりません。

７ 申請者は、本件業務の全部又は一部を第三者に委託することができるものとします。ただし、申請者は、当該第三者に申請者が電子媒体の利用に関して遵守すべき義務と同等の義務を課すとともに、当該第三者の本件業務における行為について、一切の責任を負うものとします。なお、申請者は、法令、公序良俗や社会通念に反する法人・団体等に本件業務を委託してはなりませ ん。

８ 申請者は、編集教材の動画及び配布用ＤＶＤに瑕疵がないこと（消費者庁に責任があるものは除きます。）及び編集教材の改変・編集部分について第三者の知的財産権等の権利を一切侵害していないことを保証します。

９ 申請者は、表記利用方法欄の放映期間又は配布期間の延長を要望する場合は、消費者庁の事前の書面（電子メール可）による承諾を得ることにより期間延長ができるものとします。

以上